

山形県「令和２年度違反建築防止週間実施要領」

1 違反建築防止週間の目的

- (1) 建築基準法その他関係法令の目的及び内容について、広く県民の理解と認識を深める。
- (2) 建築基準法に定められた諸手続の励行を図る。

2 具体的な取り組み

(1) 建築基準法の周知徹底

- ① 特定（限定）行政庁及び各総合支庁に建築相談所を開設する。
- ② 特定（限定）行政庁及び各総合支庁に垂れ幕、ポスター等を掲示し、本週間の趣旨を広く県民に浸透させる。
- ③ 各市町村の広報紙等に関係記事を掲載し、ポスターを掲示するよう依頼する。
- ④ 建築関係諸団体に対して、会員等への本週間の趣旨の周知徹底を依頼する。
- ⑤ 県の広報媒体を活用して建築基準法及び違反建築防止の趣旨を広く県民に浸透させる。

(2) 建築パトロールの実施

- ① 特定（限定）行政庁及び各総合支庁は、関係市町村及び建築関係団体の協力（関係職員のパトロール車への同乗、案内等）を得て違反建築防止パトロールを実施し、適正な工事の施工・工事監理を啓発・指導する。
- ② 建築現場において、確認の表示を点検し、記載事項・様式に不備があるものは是正指導する。
- ③ 完了検査申請率向上のための啓発・指導を行う。
- ④ 実施にあたっては新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に最大限配慮すること。

(3) その他

- ① 特定（限定）行政庁及び各総合支庁で共通
 - ア 違反の程度によっては、口頭注意（報告対象外）に加えて、指示書の貼付、勧告書の送付を行うほか、特に悪質で是正命令を必要とする場合は、直ちに県土整備部建築住宅課に報告し、対策を協議する。
 - イ パトロール車には必要なスローガン掲げるなど、「違反建築の防止」を地域住民に広報、遵法意識を喚起する。
 - ウ 病院・診療所、ホテル、旅館、個室ビデオ店等フォローアップ調査の是正指導中物件について、所有者等に連絡を取って状況を確認し、違反是正に向け指導する。（結果については、フォローアップ調査時に報告）
- ② 各総合支庁
違反建築物に関与した建築士事務所及び建築士を調査し、必要に応じて総合支庁への出頭を求めて違反是正への適切な指導を行い、建築住宅課にその状況を報告する。

行 動 予 定 一 覧

項 目	特定（限定）行政庁 及び各総合支庁	県土整備部建築住宅課
違反建築防止週間実施の広報	5市の広報紙に掲載する。	県ホームページに掲載する。 各市町村に広報紙への掲載を依頼する。
垂れ幕又は横幕の掲示	<p>庁舎の壁面に、下記の例を参考に垂れ幕を掲示する。</p> <p>垂れ幕等の例</p> <p>違反建築防止週間 10月15日から10月21日まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ○違反建築（物）しない、させない、使わない ○建築基準法を守って住み良いまちづくり ○建築のルールを守って住み良いまちに 	
ポスターの掲示	違反建築防止週間のポスターを庁舎等に掲示する。	違反建築防止週間のポスターを各市町村、関係業界団体に送付、掲示を依頼する。
建築相談所の開設	建築相談所を開設し、住民からの建築相談に応じる。	
パトロールの実施	10月15日から10月21日までの間で日程を定め、別添実施要領に基づき実施する。	
パトロールの実施結果の報告	別紙様式により10月29日（木）までに県土整備部建築住宅課へ報告する。（電子メール）	